

全建労発第 10号
平成22年4月14日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰
(公印省略)

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の
周知・広報に係るポスター・リーフレット等の配布について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の特別遺族給付金及び労災保険給付の請求について、厚生労働省
労働基準局労災補償部長より別添のとおり、周知依頼がありました。

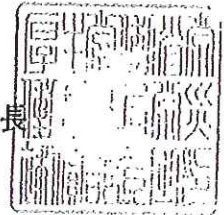
つきましては、貴協会傘下会員に対し、石綿による健康被害の救済に関する
法律に基づく特別遺族給付金等について、周知いただきますようお願い申し上げ
ます。

以 上

基労発0325第6号
平成22年3月25日

関係事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長



石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の
周知・広報に係るポスター・リーフレット等の配布について

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金については、その請求期限が平成24年3月27日に迫っていることや、石綿による疾病については、発症までの期間が長く、労働者、医師双方において石綿ばく露と発症との関連性についての意識がないまま労災請求に及んでいないことがあることから、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至っていない者に対して速やかな請求を促すため、ポスター及びリーフレット等を配布することにより、周知・広報を図ることとしています。

つきましては、下記のとおり、標記のポスター及びリーフレットを送付いたしますので、貴殿におかれましても本取組に御理解をいただき、傘下会員事業場等に対する当該ポスター及びリーフレット等の配布について、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 特別遺族給付金等の周知・広報ポスター 50部
- 2 特別遺族給付金等の周知・広報リーフレット 500部

※ なお、送付時期は平成22年3月末前後を予定しています。